

無料

いま話題の「地面師」に  
「空き家」は狙われる!?

住宅の

なぜ狙われるの?

お教えします!

相続セミナー



セミナー終了後に無料個別相談会も開催いたします!

お住まい(ご自宅)やご相続予定の不動産(ご実家など)を  
「空き家」や「空き地」にしないため、  
「住まいの終活」について 対策方法・ヒントをお教えします!

① 地面師が目を付ける空き家とは?

是非ご参加ください!

② 司法書士から見た地面師への対策方法について

③ 他人事ではない「空き家」「空き地」問題について

④ 空き家にしないための生前贈与、家族信託、遺言書について



令和7年

12月6日

土

【セミナー】14:00~15:00

【相談会】15:00~16:00

【定員】先着30名 当日ご参加可能

【場所】草津市役所 2階特大会議室



司法書士法人  
*F&Partners*  
代表社員 司法書士  
北詰 健太郎

(大阪司法書士会 理事)

(同志社大学 経済学部 非常勤講師)



問合せ  
申込み

■主催 草津市役所 建築政策課  
■FAX077-561-2486

■TEL 077-561-1502  
■E-mail kenchiku@city.kusatsu.lg.jp